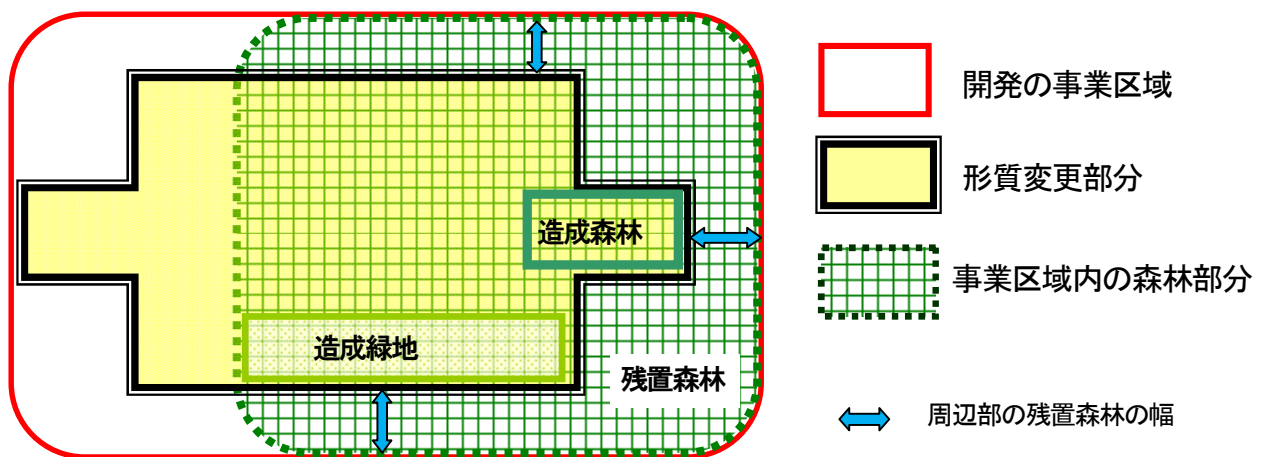


森林率と森林の配置

○残すべき森林の割合の基準があります。

残置森林・造成森林等森林率にカウントできる面積÷事業区域内の森林部分の面積×100
 ≥ 基準の森林率（開発の目的等によって20～100%）

○開発区域の周辺部となる森林部分には、基準の幅以上の残置森林が必要です。



残置森林：形質変更せずそのまま残す森林

造成森林：森林を形質変更後、森林として造成する部分

造成緑地：森林を形質変更後、森林造成以外の緑化を行う部分

参考 事業区域内の周辺部に配置する残置森林の幅の基準

開発行為に係る森林(形質変更する森林)の面積	残置森林の幅
3ヘクタール未満	10メートル以上 (16メートル以上)
3ヘクタール以上 5ヘクタール未満	14メートル以上 (23メートル以上)
5ヘクタール以上 10ヘクタール未満	18メートル以上 (31メートル以上)
10ヘクタール以上 15ヘクタール未満	24メートル以上 (40メートル以上)
15ヘクタール以上 20ヘクタール未満	27メートル以上 (47メートル以上)
20ヘクタール以上	30メートル以上 (50メートル以上)

(注) 括弧書きは、市町村の条例により水源の保護地域と指定された区域内の森林で開発行為をしようとする場合（ただし、水道水源条例により規定される事業に限る。）及び保安林と一体として開発行為をしようとする場合の基準である。